

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		申告状況				課税状況			
		相続人の数		金額		相続人の数		金額	
		外	人	外	千円	外	人	外	千円
取得財産価額			-		-		-		-
相続時精算課税適用財産価額			8,821		426,078,164		7,677		380,715,891
債務控除額			225		4,627,330		199		4,257,205
暦年課税分贈与財産価額			4,993		30,683,161		4,255		24,632,705
課税価格			971		3,348,924		885		3,156,452
			8,836		403,371,256		7,713		363,496,844
相続税額	算出税額		8,104		50,026,689		7,660		48,551,346
	2割加算額		878		633,235		870		632,156
	計	実	8,104		50,659,924	実	7,660		49,183,502
税額控除	暦年課税分贈与税		228		182,426		217		180,832
	配偶者		1,503		14,704,587		1,219		13,297,821
	未成年者		88		37,087		67		31,688
	障害者		374		579,858		250		451,103
	相次相続		208		364,847		180		273,826
	外国税額		-		-		-		-
	計	実	2,304		15,868,805	実	1,856		14,235,269
差引税額							6,530		34,948,233
相続時精算課税分贈与税額控除額							43		164,151
医療法人持分税額控除額							-		-
小計							6,523		34,784,082
農地等納税猶予税額							106		981,396
株式等納税猶予税額							14		585,653
山林納税猶予税額							-		-
医療法人持分納税猶予税額							1		37,408
申告納税額	納付税額						6,495		33,206,177
	還付税額						18		26,553
災害減免法第4条による免除税額							-		-
遺産に係る基礎控除額			3,664		173,340,200		3,024		141,414,000

調査対象等： 「申告状況」は、平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成28年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「課税状況」は、平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 23 年分	—	—	—	—	—
平成 24 年分	—	—	—	—	—
平成 25 年分	—	—	—	—	—
平成 26 年分	—	—	—	—	—
平成 27 年分	8,836	403,371,256	50,659,924	15,868,805	3,664

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 23 年分	3,886	241,495,212	25,912,304	6,431,419	1,454
平成 24 年分	3,823	246,179,500	28,858,921	6,605,086	1,437
平成 25 年分	4,013	262,783,354	33,588,268	8,034,403	1,506
平成 26 年分	4,183	253,523,328	27,777,844	6,838,570	1,535
平成 27 年分	7,713	363,496,844	49,183,502	14,235,269	3,024

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
平成 23 年分	3,228	17,648,906	26	72,373
平成 24 年分	3,181	20,273,267	24	50,732
平成 25 年分	3,306	24,307,253	26	44,937
平成 26 年分	3,517	19,376,326	15	23,000
平成 27 年分	6,495	33,206,177	18	26,553

(注) この表は、「(1) 課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	申告状況			課税状況			納付税額		還付税額	
	課税価格		被相続人の数	課税価格		被相続人の数	相続人の数	金額	相続人の数	金額
	相続人の数	金額		相続人の数	金額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
徳島	990	44,438,817	395	867	40,788,129	331	717	3,865,542	3	3,498
鳴門	334	17,118,217	168	288	15,074,313	134	223	1,461,990	1	386
阿南	192	10,908,642	85	173	10,199,157	73	140	1,233,699	1	2,728
川島	139	5,508,526	61	118	4,381,707	48	98	210,204	-	-
脇町	88	3,911,360	38	76	3,393,600	30	57	247,320	1	2,147
池田	72	2,555,002	30	69	2,362,715	28	61	151,356	1	230
徳島県計	1,815	84,440,564	777	1,591	76,199,621	644	1,296	7,170,110	7	8,989
高松	1,307	70,026,759	559	1,142	63,987,600	457	963	7,819,637	1	847
丸亀	469	19,271,167	208	415	17,406,464	172	351	1,471,147	1	1,634
坂出	273	11,629,111	111	253	10,699,133	98	208	734,775	2	495
観音寺	241	9,442,245	91	230	8,771,593	83	201	572,744	-	-
長尾	142	6,050,864	57	119	5,214,039	45	103	361,467	-	-
土庄	70	3,480,283	26	60	3,209,192	21	52	454,087	-	-
香川県計	2,502	119,900,429	1,052	2,219	109,288,021	876	1,878	11,413,857	4	2,976
松山	1,673	73,398,915	669	1,402	64,950,644	532	1,168	5,273,969	3	11,571
今治	369	18,967,475	148	322	17,143,521	121	275	1,469,541	1	389
宇和島	166	7,683,281	70	154	7,014,317	62	135	561,726	-	-
八幡浜	185	7,757,235	68	165	7,010,081	57	142	667,785	-	-
新居浜	266	11,911,951	116	226	10,632,204	95	206	842,616	-	-
伊予西条	251	10,149,580	105	199	8,798,682	80	168	668,013	-	-
大洲	129	5,749,893	53	119	5,104,880	44	108	358,789	-	-
伊予三島	188	7,781,923	68	158	6,588,654	51	136	448,727	-	-
愛媛県計	3,227	143,400,253	1,297	2,745	127,242,983	1,042	2,338	10,291,165	4	11,960
高知	789	33,288,366	320	702	30,628,537	274	602	2,635,750	-	-
安芸	76	2,804,655	32	71	2,532,506	29	63	176,867	-	-
南国	182	8,839,426	84	160	8,033,796	72	132	781,645	1	1,104
須崎	67	2,527,431	28	63	2,340,603	26	54	117,416	-	-
中村	100	4,536,932	42	90	3,992,994	35	76	420,270	1	778
伊野	78	3,633,200	32	72	3,237,783	26	56	199,096	1	745
高知県計	1,292	55,630,010	538	1,158	50,766,219	462	983	4,331,045	3	2,628
合計	8,836	403,371,256	3,664	7,713	363,496,844	3,024	6,495	33,206,177	18	26,553

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	7,718	361,923,127	6,503	33,054,028	3,024
	修正申告による増差額	127	2,203,081	197	252,273	92
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	39 △	629,364	70 △	100,124	33
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,713	363,496,844	実 6,495	33,206,177	実 3,024
過 年 分	申 告 額	174	7,362,757	153	550,332	89
	修正申告による増差額	841	9,731,854	1,122	1,795,772	513
	更正による増差額	1	12,287	1	1,993	1
	更正等による減差額	132 △	1,393,410	162 △	369,776	97
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,140	15,713,488	実 1,424	1,978,320	実 612
合 計	申 告 額	7,892	369,285,884	6,656	33,604,360	3,113
	修正申告による増差額	968	11,934,935	1,319	2,048,045	605
	更正による増差額	1	12,287	1	1,993	1
	更正等による減差額	171 △	2,022,774	232 △	469,900	130
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 8,853	379,210,332	実 7,919	35,184,498	実 3,636

調査対象等： 「本年分」は、平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。  
「過年分」は、平成26年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成27年11月1日から平成28年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成25年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	27	13,487	116	15,677	6	4,368
過 年 分	799	159,837	157	42,475	63	85,381
合 計	826	173,324	273	58,152	69	89,749

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

## 5 - 2 課税価格階級別

### (1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
5千万円以下	242	10,787,898	287,026	69,440	120,924	431
5千万円超	1,627	116,031,788	1,665,123	1,030,463	3,985,835	4,346
1億円 "	842	113,833,754	1,173,736	1,006,243	8,413,889	2,630
2億円 "	185	44,989,781	306,762	384,983	5,378,926	603
3億円 "	92	34,642,815	228,598	419,330	5,684,795	310
5億円 "	19	11,243,816	120,000	119,715	1,851,576	74
7億円 "	9	7,595,426	119,754	35,542	1,648,827	28
10億円 "	7	9,216,912	181,443	24,913	2,362,629	24
20億円 "	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-
100億円 "	1	13,580,937	-	30,000	3,606,627	3
合計	3,024	361,923,127	4,082,441	3,120,629	33,054,028	8,449

調査対象等： 平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	2	85	119	36	-	-	-	-	-	-	-	-
5千万円超	7	214	519	575	225	66	11	7	3	-	-	-
1億円 "	4	66	229	279	171	49	18	10	6	3	3	4
2億円 "	-	13	35	69	43	15	8	-	1	-	1	-
3億円 "	-	9	12	36	23	7	1	1	1	-	1	1
5億円 "	-	1	5	3	5	1	3	-	-	-	-	1
7億円 "	-	1	2	2	3	1	-	-	-	-	-	-
10億円 "	-	1	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-
20億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13	390	921	1,004	471	141	41	18	11	3	5	6

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
		人	千円
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	1,046	19,732,559
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	918	7,604,332
	宅地（借地権を含む。）	2,696	80,258,584
	山林	709	728,211
	その他の土地	669	8,738,238
	計	2,764	117,061,924
家屋、構築物		2,623	20,615,230
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	270	535,013
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	41	219,042
	売掛金	44	56,622
	その他の財産	110	416,155
	計	366	1,226,832
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	335	13,122,482
	同上以外の株式及び出資	1,682	22,739,336
	公債及び社債	466	6,626,140
	投資・貸付信託受益証券	902	13,652,805
	計	2,075	56,140,763
現金、預貯金等		3,012	130,913,477
家庭用財産		1,611	580,112
その他の財産	生命保険金等	763	16,180,725
	退職手当金等	134	3,885,497
	立木	291	352,168
	その他の	2,375	32,350,941
	計	2,523	52,769,331
合計		3,023	379,307,670
相続時精算課税適用財産価額		159	4,082,441
債務等	債務	2,519	19,465,039
	葬式費用	2,947	5,122,574
	計	2,977	24,587,613
差引純資産価額		3,024	358,802,498
暦年課税分贈与財産価額		545	3,120,629
課税価格		3,024	361,923,127

調査対象等：平成27年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、平成28年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。